

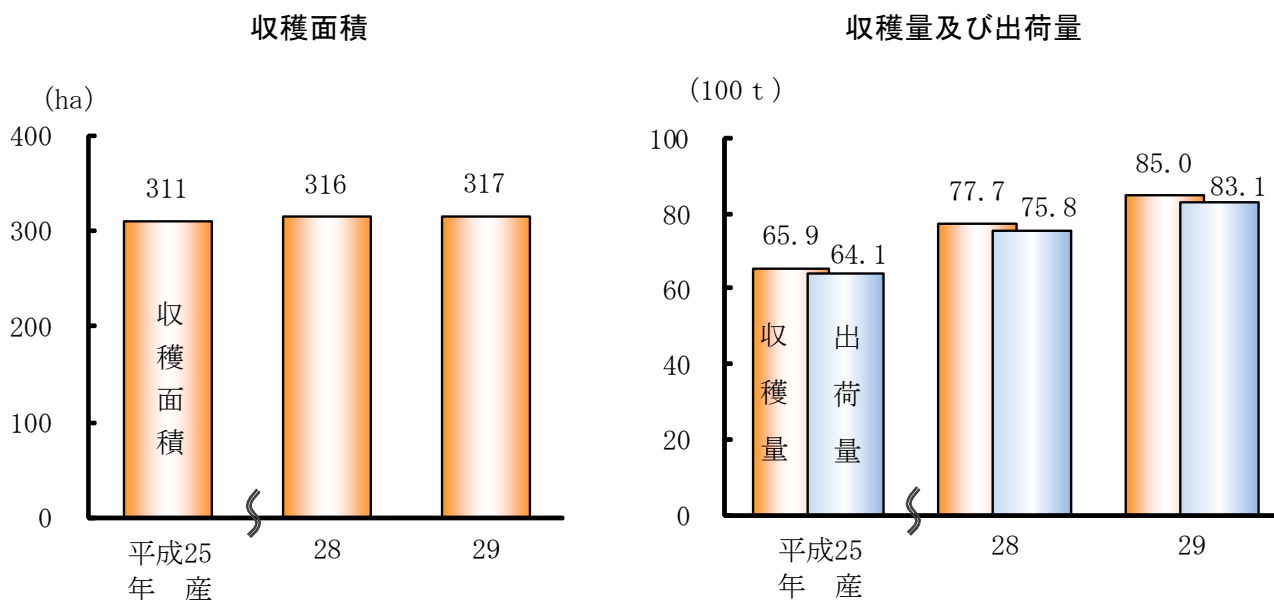
平成29年産パインアップルの収穫面積、収穫量及び出荷量（沖縄県）

－ パインアップルの収穫量は、前年産に比べ9%増加 －

【調査結果の概要】

- 1 収穫面積^(注)は317haで、前年産並みとなった。
- 2 収穫量は8,500t、出荷量は8,310tで、前年産に比べそれぞれ730t（9%）、730t（10%）増加した。

図1 パインアップルの収穫面積、収穫量及び出荷量（沖縄県）



注：収穫面積とは、栽培面積のうち収穫した面積をいい、育成中の面積を除いたものをいう。

本資料は、農林水産省ホームページ「統計情報」の次のURLから御覧いただけます。
【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/index.html#y4 】

◎ 調査結果の主な利活用

- ・ 果実を安定的に供給するための生産努力目標の策定及びその目標達成に向けた各種対策の推進のための資料
- ・ 関税割当制度におけるパインアップル缶詰の関税割当数量を求める際の資料

◎ 累年データ

パインアップルの収穫面積、10a 当たり収量、収穫量及び出荷量（沖縄県）

区 分	収 穫 面 積	10 a 当 たり 収 量	収 穫 量	出 荷 量
	ha	kg	t	t
平成 20 年産	418	2,370	9,910	9,690
21	413	2,330	9,620	9,430
22	357	2,460	8,780	8,490
23	345	1,840	6,350	6,160
24	326	1,920	6,260	6,050
25	311	2,120	6,590	6,410
26	302	2,360	7,130	6,960
27	310	2,470	7,660	7,500
28	316	2,460	7,770	7,580
29（概数）	317	2,680	8,500	8,310

資料：農林水産省統計部『果樹生産出荷統計』

【調査結果】

- 1 収穫面積は317haで、前年産並みとなった。
- 2 10a 当たり収量は2,680kgで、前年産に比べ220kg（9%）上回った。
これは、生育期及び果実肥大期の天候に恵まれ、おおむね順調に生育したためである。
- 3 収穫量は8,500 t、出荷量は8,310 tで、前年産に比べそれぞれ730 t（9%）、730 t（10%）増加した。
- 4 出荷量を用途別にみると、生食向けは5,520 t（66%）、加工向けは2,790 t（34%）となっている。

図2 パインアップルの収穫面積、収穫量及び出荷量の推移（沖縄県）

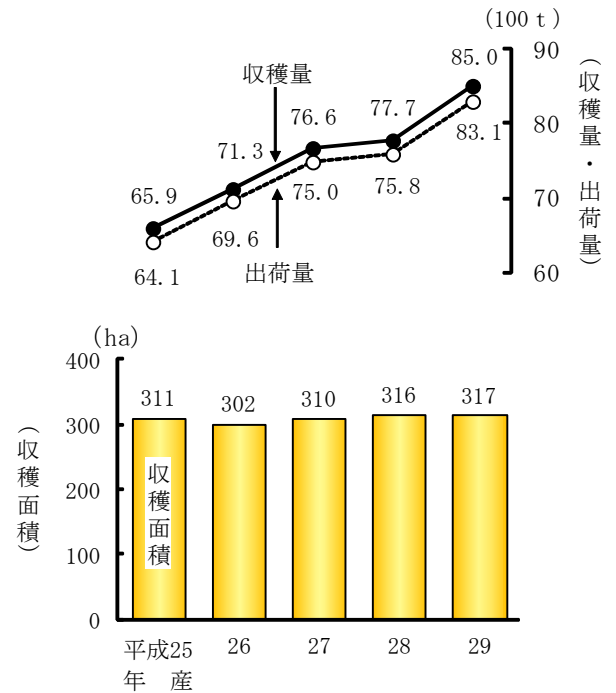
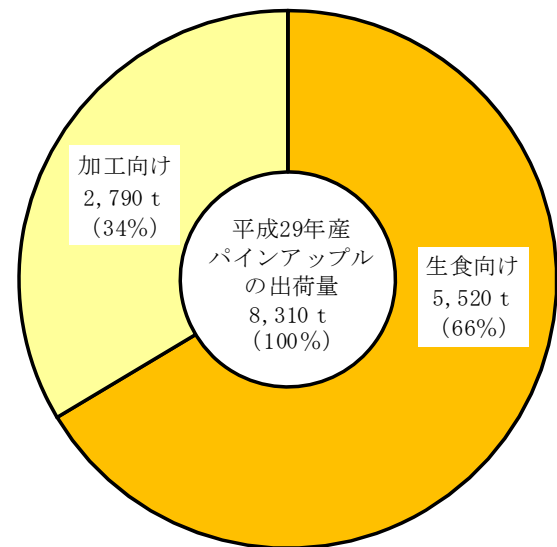


図3 パインアップルの用途別出荷量（沖縄県）



【統計表】

平成29年産パインアップルの収穫面積、10a 当たり収量、収穫量及び出荷量（沖縄県）

区分	収穫面積	10a 当たり収量	収穫量	出荷量			対前年産比					
				計	生食向け	加工向け	収穫面積	10a 当たり収量	収穫量	出荷量		
										計	生食向け	加工向け
ha	kg	t	t	t	t	%	%	%	%	%	%	
沖縄	317	2,680	8,500	8,310	5,520	2,790	100	109	109	110	113	103
うち 沖縄本島	191	2,560	4,890	4,800	2,170	2,630	96	105	102	102	101	103
八重山	124	2,890	3,580	3,480	3,320	157	107	114	122	122	123	116

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、作物統計調査の作況調査の果樹調査として実施したものであり、パイナップルの収穫面積、収穫量、出荷量等の現状とその動向を明らかにし、食料・農業・農村基本計画における果実の生産努力目標の策定及びその達成に向けた各種対策の推進、関税割当制度におけるパイナップル缶詰の関税割当数量を求める際の資料を整備することを目的としている。

2 調査の対象

(1) 調査の範囲

沖縄県

(2) 調査対象者の選定

ア 関係団体調査（全数調査）

パイナップルを取り扱っている全ての農協等の関係団体とした。

イ 標本経営体調査（標本調査）

収穫量に占める関係団体の取扱数量の割合が8割に満たない場合は、2015年農林業センサスにおいて、パイナップルを販売目的で栽培し、関係団体以外に出荷した農林業経営体から無作為に抽出をした。

(3) 調査対象者数

	関係団体調査			標本経営体調査				
	団体数 ①	有効回収数 ②	有効回収率 ③=②/①	母集団の大きさ ④	標本の大きさ ⑤	抽出率 ⑥=⑤/④	有効回収数 ⑦	有効回収率 ⑧=⑦/⑤
	団体	団体	%	経営体	経営体	%	経営体	%
パイナップル	7	4	57.1	187	56	29.9	22	39.3

注：「有効回収数」は、回収があったもののうち、当年産において栽培がなかった標本経営体等を除いた数である。

3 調査事項

(1) 関係団体調査

パイナップルの収穫面積及び出荷量

(2) 標本経営体調査

パイナップルの収穫面積、出荷量及び自家用、無償の贈与の量

4 調査期日

収穫・出荷終了時

なお、本調査の年産区分の主たる収穫期間は、次のとおりである。

品目	主たる収穫期間
パイナップル	平成29年4月～平成30年3月

5 調査方法

本調査は、関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により行った。

6 集計方法

(1) 県値

収穫面積の集計は、関係団体調査結果を基に行っており、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

収穫量の集計は、関係団体調査及び標本経営体調査結果から得られた10a当たり収量を、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集の結果により補完し、これに収穫面積を乗じて算出している。

出荷量の集計は、関係団体調査結果から得られた出荷量及び標本経営体調査結果から得られた10a当たり出荷量等を基に算出している。

(2) 全国値

パインアップルについては沖縄県のみ調査であり、全国値の集計は行っていない。

7 実績精度

本調査の収穫量に係る調査結果の実績精度（標準誤差率の推定値）は次のとおりである。

区 分	標準誤差率(%)
パインアップル	7.0

8 用語の解説

(1) 収穫面積とは、栽培面積のうち収穫した面積をいい、育成中の面積を除いたものをいう。

(2) 収穫量とは、収穫したもののうち、生食用又は加工用として流通する基準を満たすものの重量をいう。

(3) 出荷量とは、収穫量から生産者の自家消費量、生産物を贈与した量等を差し引いた重量をいう。このうち、「加工向け」とは加工用として出荷したものを、「生食用向け」とは加工向け出荷以外のものをいう。

9 利用上の注意

(1) 統計数値については、次の方法によって四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数		5桁 (1万)	4桁 (1,000)	3桁以下 (100以下)
四捨五入する桁数（下から）		2桁	1桁	四捨五入しない
例	四捨五入する前（原数）	12,345	1,234	123
	四捨五入した後（統計数値）	12,300	1,230	123

(2) この統計表に掲載された数値を他に転用する場合は、「平成29年産パインアップルの収穫面積、収穫量及び出荷量」（農林水産省）による旨を記載してください。

10 その他

この資料の数値は、概数値である。確定した詳細な数値は、ホームページに掲載（平成30年12月予定）するとともに、その後刊行する『平成29年産果樹生産出荷統計』に掲載する。

なお、公表した数値の正誤情報は、ホームページでお知らせする。

【ホームページ掲載案内】

- 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。
【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】
この結果は、分野別分類「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類「果樹」の「作況調査（果樹）」で御覧いただけます。
【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/index.html#y4 】

【関連リンク】

果樹関係ページ:農林水産省>組織別から探す>生産局>園芸作物(野菜・果樹・花き)>果樹のページ

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/>

果樹農業振興基本方針:農林水産省>組織別から探す>生産局>園芸作物(野菜・果樹・花き)>果樹のページ>果樹施策の概要

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/pdf/kajyu427.pdf>

お問合せ先

◎本統計調査結果について

農林水産省 大臣官房統計部
生産流通消費統計課 園芸統計班
電話：(代表) 03-3502-8111 内線3680
(直通) 03-6744-2044
FAX： 03-5511-8771

◎農林水産統計全般について

農林水産省 大臣官房統計部
統計企画管理官 広報普及班
電話：(代表) 03-3502-8111 内線3589
(直通) 03-6744-2037
FAX： 03-3501-9644



政府統計

政府統計の総合窓口
(e-Stat)
<http://www.e-stat.go.jp/>



漁業センサス

平成30年11月1日現在で、水産業を営んでいる方などを対象に、2018年漁業センサスを実施します。
(流通加工調査については平成31年1月1日現在)

調査票が届きましたら、記入の御協力をお願いいたします。
また、調査票はオンラインによる回答も可能です。